

一般社団法人大学アドミッション専門職協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大学アドミッション専門職協会と称する。

- 2 この法人の英文名は、Japan Association of College and University Admissions Profession [略称 JACUAP] とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

- 2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大学教育の更なる質向上のために、大学入学者選抜に関する職能開発と研究活動の両面から得られた知見を共有し、大学アドミッション専門職の確立と発展をめざすことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学入学者選抜に関する研究会、シンポジウム、研修会、講習会等の開催と監修
- (2) 大学入学者選抜に関する人的ネットワークの構築
- (3) 大学入学者選抜に関わる職能の評価及び資格の認定
- (4) 大学入学者選抜に関する刊行物等の編集発行
- (5) 優れた大学入学者選抜の実践・研究への表彰
- (6) 大学入学者選抜に関する啓発、支援及び助言活動
- (7) 国内外の大学入学者選抜及び関連諸科学の諸団体との交流並びに情報交換
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、高等教育機関等での大学入学者選抜に関する研究・実務に携わっている個人。
 - (2) 名誉会員 この法人の育成と大学アドミッション専門職の進歩に著しい功績のあった者で理事会の推薦と社員総会の承認を得た個人。
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を支援する個人又は団体。なお、団体の場合は学校教育法第1条にある範囲及びその範囲に準じた団体とする。
- 2 第1項に掲げる名誉会員は、理事長が社員総会の承認を受けて選任する。その処遇については別に定める。

(入会)

- 第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。
- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

(会費等)

- 第7条 会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、会費として社員総会において別に定める額を毎年支払う義務を負う。
- 2 名誉会員、賛助会員、顧問は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 未納会費があるときは、これを全納しなければならない。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) すべての社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。なお、社員総会は総社員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 会員の除名
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第14条 社員総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

(構成)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を理事長、4名以内を常務理事、1名を事務局長とし、専務理事を1名置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 理事長以外の理事のうち、専務理事又は事務局長を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告する。専務理事を置かない場合は、事務局長が報告する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により選任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 理事又は監事を解任する場合は、社員総会において決議する前に、その理事又は

監事に意見を陳述する機会を与えるものとする。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用については、社員総会において別に定めるところにより支払いをすることができる。

2 専務理事を置く場合は、社員総会において別に定めるところにより報酬を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事長、専務理事、常務理事及び事務局長の選定及び解職
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 顧問の選定及び解職
- (5) その他この法人の運営に関する事項

(開催)

第28条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

2 通常理事会は、毎年定期に年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を付して招集の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第32条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第34条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第35条 この法人の基金は、拠出者からの預り金とし、この法人が解散するときまでは、第36条による場合のほかは拠出者に返還されない。

2 基金の返還に係る債権には利息を付さない。

3 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を社員総会の承認なしに他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(基金の返還手続き)

第36条 この法人の基金の拠出者が基金の返還を求めるときは、定時社員総会での決議により、代替基金の積み立て後にこれを返還する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 顧問

(顧問)

第41条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めて選任する。ただし、役員を兼ねることはできない。

- 3 顧問は、理事会が求める場合に、理事会及び社員総会に出席し、意見又は助言を述べることができる。
- 4 顧問は、正会員の扱いとしない。ただし、正会員の条件を満たす場合は、会費を納めることにより正会員の扱いとする。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用については、社員総会において別に定めるところにより支払いをすることができる。
- 6 顧問のうち、学識経験者であり、この法人の象徴として地位のある者1名を最高顧問として置くことができる。

第10章 委員会等

(委員会等の設置)

- 第42条 この法人は、事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により各種委員会等を設置することができる。
- 2 各種委員会等の委員は、社員の中から理事会において選任し委嘱を行う。
 - 3 各種委員会等の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 支部

(支部の設置)

- 第43条 この法人は、事業を推進するに当たり、理事会の決議により支部を設置することができる。
- 2 支部の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第12章 事務局

(事務局の設置等)

- 第44条 この法人は、事業を実施し事務を処理するために、事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長を置く。
 - 3 事務局には所要の職員を置くことができる。
 - 4 事務局長、所要の職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
 - 5 事務局長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用については、社員総会において別に定めるところにより支払いをすることができる。
 - 6 所要の職員を置く場合は、社員総会において別に定めるところにより報酬を支給することができる。

7 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第15章 附則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

(最初の事業年度)

第50条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和3年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第51条 この法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事等は、次のとおりとする。

設立時理事	木村拓也 西郡大 山本以和子 立脇洋介 植野美彦
設立時理事長	木村拓也
設立時常務理事	西郡大 山本以和子 立脇洋介
設立時事務局長	植野美彦
設立時監事	福島一政

(設立時社員の氏名及び住所)

第52条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 【住所略】
木村 拓也
- 2 【住所略】
植野 美彦

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

令和2年12月21日

以上、一般社団法人大学アドミッション専門職協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

設立時社員 木村 拓也 【押印済】

同 植野 美彦 【押印済】